第 12 編 港湾海岸編

第1章 堤防、防潮堤、護岸

第1節適用

- 1. 本章は、港湾海岸工事(堤防、防潮堤、護岸)における海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。
- 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 第3章 港湾工事材料、 第4編 港湾工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術基準研究会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説

(平成16年6月)

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説平成 (平成 19 年 7 月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成 29 年 3 月)

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節 海上地盤改良工の規定による。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節 基礎工の規定による。

第5節 本体工(ケーソン式)

本体工 (ケーソン式) の施工については、第4編第3章第7節 本体工 (ケーソン式) の規定による。

第6節 本体工(ブロック式)

本体工(ブロック式)の施工については、第4編第3章第8節 本体工(ブロック式)の規定による。

第7節 本体工(場所打式)

本体工(場所打式)の施工については、第4編第3章第9節 本体工(場所打式)の規 定による。

第8節 本体工(鋼矢板式)

本体工(鋼矢板式)の施工については、第4編第3章第11節 本体工(鋼矢板式)の規 定による。

第9節 本体工(コンクリート矢板式)

本体工(コンクリート矢板式)の施工については、第4編第3章第12節 本体工(コンクリート矢板式)の規定による。

第10節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第3章第15節 被覆・根固工の規定による。

第11節 上部工

上部工の施工については、第4編第3章第16節 上部工の規定による。

第12節 消波工

消波工の施工については、第4編第3章第18節 消波工の規定による。

第13節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第4編第3章第19節 裏込・裏埋工の規定による。

第14節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第4編第3章第20節 陸上地盤改良工の規定による。

第15節 土 工

土工の施工については、第4編第3章第21節 土工の規定による。

第16節 舗装工

舗装工の施工については、第4編第3章第22節 舗装工の規定による。

第17節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第3章第23節維持補修工の規定による。

第 18 節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節 構造物撤去工の規定による。

第19節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第3章第25節 仮設工の規定による。

第20節雑 工

雑工の施工については、第4編第3章第26節 雑工の規定による。

第2章 突 堤

第1節適用

- 1. 本章は、港湾海岸工事(突堤)における海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨石・捨ブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。
- 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編第3章 港湾工事材料、 第4編 港湾工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術基準研究会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説

(平成16年6月)

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月)

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成29年3月)

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節 海上地盤改良工の規定による。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節 基礎工の規定による。

第5節 本体工(ケーソン式)

本体工 (ケーソン式) の施工については、第4編第3章第7節 本体工 (ケーソン式) の規定による。

第6節 本体工(ブロック式)

本体工(ブロック式)の施工については、第4編第3章第8節 本体工(ブロック式)の規定による。

第7節 本体工(場所打式)

本体工(場所打式)の施工については、第4編第3章第9節 本体工(場所打式)の規 定による。

第8節 本体工(捨石・捨ブロック式)

本体工(捨石・捨ブロック式)の施工については、第4編第3章第10節 本体工(捨石・ 捨ブロック式)の規定による。

第9節 本体工(鋼矢板式)

本体工(鋼矢板式)の施工については、第4編第3章第11節 本体工(鋼矢板式)の規 定による。

第10節 本体工(コンクリート矢板式)

本体工(コンクリート矢板式)の施工については、第4編第3章第12節 本体工(コンクリート矢板式)の規定による。

第11節 本体工(鋼杭式)

本体工(鋼杭式)の施工については、第4編第3章第13節 本体工(鋼杭式)の規定に よる。

第12節 本体工(コンクリート杭式)

本体工(コンクリート杭式)の施工については、第4編第3章第14節 本体工(コンクリート杭式)の規定による。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第3章第15節 被覆・根固工の規定による。

第14節 上部工

上部工の施工については、第4編第3章第16節 上部工の規定による。

第15節 消波工

消波工の施工については、第4編第3章第18節 消波工の規定による。

第16節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第4編第3章第20節 陸上地盤改良工の規定による。

第17節 土 エ

土工の施工については、第4編第3章第21節 土工の規定による。

第18節 舗装工

舗装工の施工については、第4編第3章第22節 舗装工の規定による。

第19節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第3章第23節維持補修工の規定による。

第20節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節 構造物撤去工の規定による。

第21節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第3章第25節 仮設工の規定による。

第22節雑 工

雑工の施工については、第4編第3章第26節 雑工の規定による。

第3章 離岸堤

第1節適用

- 1. 本章は、港湾海岸工事(離岸堤)における海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨石・捨ブロック式)、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工その他これらに類する工種について適用する。
- 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編第3章 港湾工事材料、 第4編 港湾工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術基準研究会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説

(平成16年6月)

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月)

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成29年3月)

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節 海上地盤改良工の規定による。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節 基礎工の規定による。

第5節 本体工(ケーソン式)

本体工(ケーソン式)の施工については、第4編第3章第7節 本体工(ケーソン式) の規定による。

第6節 本体工(ブロック式)

本体工(ブロック式)の施工については、第4編第3章第8節 本体工(ブロック式)の規定による。

第7節 本体工(場所打式)

本体工(場所打式)の施工については、第4編第3章第9節 本体工(場所打式)の規 定による。

第8節 本体工(捨石・捨ブロック式)

本体工(捨石・捨ブロック式)の施工については、第4編第3章第10節 本体工(捨石・

捨ブロック式)の規定による。

第9節 被覆·根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第3章第15節 被覆・根固工の規定による。

第10節 上部工

上部工の施工については、第4編第3章第16節 上部工の規定による。

第11節 消波工

消波工の施工については、第4編第3章第18節 消波工の規定による。

第12節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節 構造物撤去工の規定による。

第4章 樋門・水(閘)門

第1節適用

- 1. 本章は、港湾海岸工事(樋門・水(閘)門)における海上地盤改良工、基礎工、付属工、 土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適 用する。
- 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編第3章 港湾工事材料、 第4編 港湾工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術基準研究会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説

(平成16年6月)

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月)

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成29年3月)

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節 海上地盤改良工の規定による。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節 基礎工の規定による。

第5節 付属工

付属工の施工については、第4編第3章第17節 付属工の規定による。

第6節土 工

土工の施工については、第4編第3章第21節 土工の規定による。

第7節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第3章第23節 維持補修工の規定による。

第8節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節 構造物撤去工の規定による。

第9節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第3章第25節 仮設工の規定による。

第10節雑 工

雑工の施工については、第4編第3章第26節 雑工の規定による。

第5章養 浜

第1節適用

- 1. 本章は、港湾海岸工事(養浜)における土捨工、土工その他これらに類する工種について適用する。
- 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編第3章 港湾工事材料、 第4編 港湾工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術基準研究会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説

(平成16年6月)

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成29年3月)

第3節 土捨工

土捨工の施工については、第4編第3章第4節 土捨工の規定による。

第4節土 工

土工の施工については、第4編第3章第21節 土工の規定による。